

野々市市立野々市小学校

いじめ防止基本方針

2025年度

安心・安全な学校づくりのため
早期発見・早期対応！

- ◇ 命・人権に関することは最優先！
- ◇ 気になったらすぐ動く！
- ◇ 「報・連・相」で情報共有！

— もくじ —

1	はじめに	1
2	いじめの定義と基本的な考え方	1
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめに対する基本的な考え方	
	(3) いじめの基本認識	
3	いじめの防止等のための組織	2
	(1) いじめ対応マニュアル	
	(2) いじめ問題対策チームの設置	
4	いじめの未然防止	3
	(1) 安心・安全な学級づくり	
	(2) 授業改善に関する取組	
	(3) 自己有用感や自己肯定感を育む取組	
	(4) 道徳教育や人権教育等の充実	
	(5) スクールカウンセラー等との連携	
	(6) 教師の意識	
5	いじめの早期発見	4
	(1) 教師と児童の信頼関係づくり	
	(2) アンケート（定期的調査）の実施	
	(3) 相談体制の充実	
	(4) 家庭との連携	
	(5) 職員研修の実施	
	(6) 学校生活におけるいじめ発見のポイント	
	(7) 家庭生活におけるいじめ発見のポイント	
6	いじめの対処と再発防止	7
	(1) 被害児童及び保護者への対応	
	(2) 加害児童及び保護者への対応	
	(3) 傍観者への対応	
	(4) いじめ「解消」要件	
	(5) いじめ「解消後」の対応	
7	インターネットに関するいじめへの対応	8
	(1) 未然防止・早期発見	
	(2) 対応	
	(3) 削除依頼等の手順	
8	いじめ重大事態	9
	(1) 重大事態の定義	
	(2) 重大事態の調査と報告	
	(3) 調査結果の提供及び報告	
	(4) 児童への支援	
9	年間計画	10

1 はじめに

「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」ものであること、「いじめは、人間として絶対に許されない」ものであること、という基本認識に立ち、本校児童が、安心して学校生活を送ることができることを願い、「野々市小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）いじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。本方針に基づく年間を通しての取組が適正であったか、学校評価において検証するものとする。

2 いじめの定義と基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○法のいじめの定義は、いわゆる社会通念上のいじめよりも広義である。

（2）いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、法に基づくいじめの認識を教職員全員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級・どの子にも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。また、法23条1項に基づき、特定の教職員がいじめに関する情報を抱え込まず、対策チーム等に報告しなければならない。

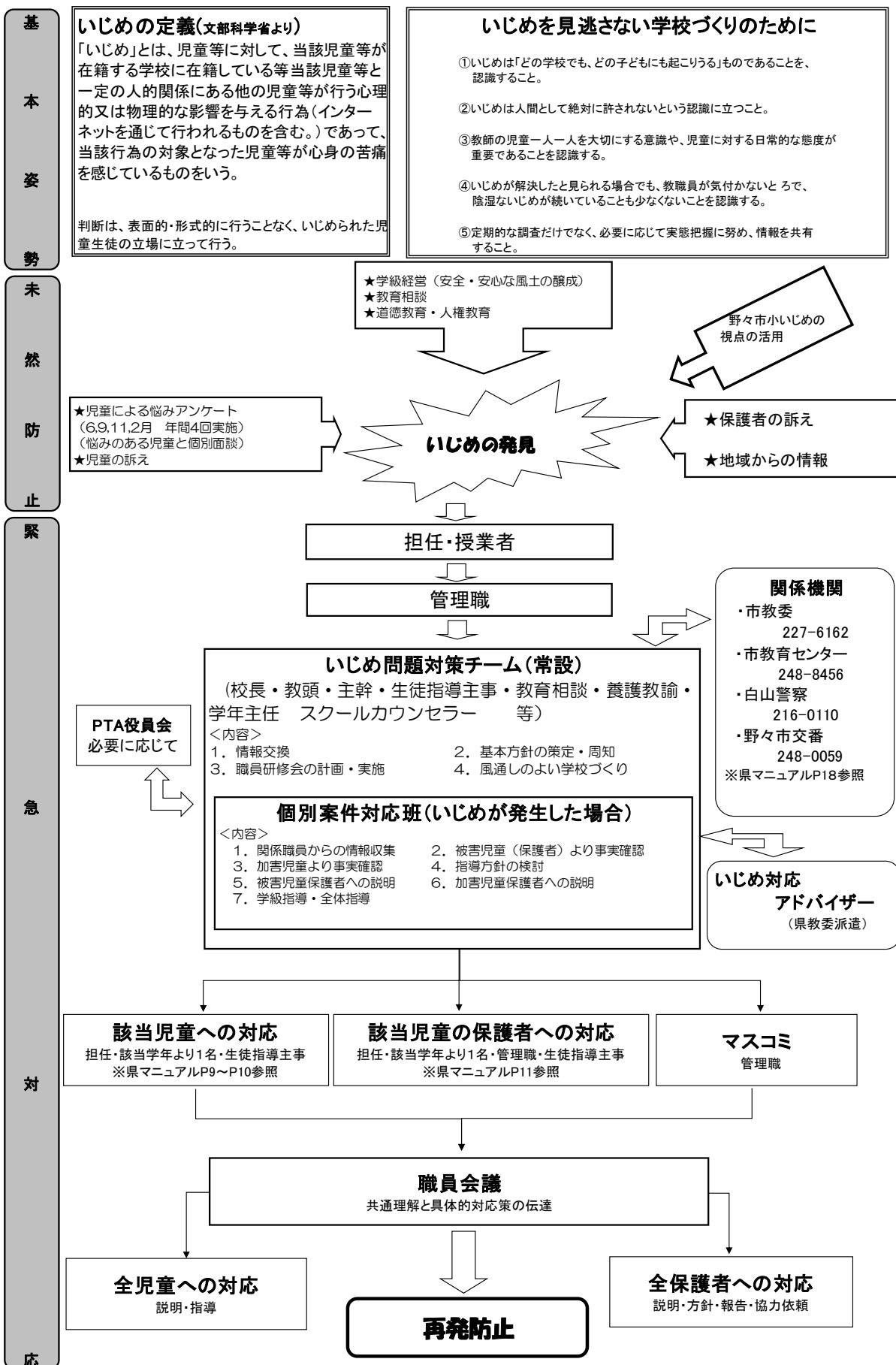
（3）いじめの基本認識

いじめには次の7つの特徴があり、常に注意を行う。

- ① いじめの初期は、言葉の暴力から始まる。
- ② いじめとふざけの境界線が分かりにくく、事実が見えにくい。
- ③ いじめは集団化していく。
- ④ 長期化すると、陰湿化・悪質化する。
- ⑤ 場面が変われば、立場も変化する。
- ⑥ 犯罪行為や不登校、自殺に追い込まれる場合もある。
- ⑦ 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある。

3 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対応マニュアル



(2) いじめ問題対策チームの設置（常設）

①目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

②構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任等とし、必要に応じてスクールカウンセラーやいじめ対応アドバイザー等を加え構成する。

③役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施（未然防止の推進など）、進捗状況の確認、定期的検証
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事態への対応

4 いじめの未然防止

(1) 安心・安全な学級づくり（安心安全な風土の醸成）

- ・温かい人間関係を育み、一人一人が認められる学級づくりを行う。

(2) 授業改善に関わる取組

- ・分かりやすい授業づくりを心がけ、児童に過度な劣等感やストレスをかけない。
- ・授業における生徒指導の実践上の4つの視点（自己有用感、自己決定、共感的な人間関係、安心安全な風土の醸成）を意識する。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

- ・「ののっこマナー5」の項目を身に付けられるようにする。
- ・ペア学年で清掃活動を行い、高学年が低学年に手本を示したり、指示したりする。
また、ペア学年で遊ぶ会を実施する。
- ・運動会やクラブ、委員会等でより多くの児童に役割を与える。
- ・教育活動全体を通して、児童が活躍でき、他者の役に立つ機会や困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設ける。

(4) 道徳教育や人権教育等の充実

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育を行う。
- ・思いやりの心や命を大切にする態度の育成を目指す。
- ・教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

(5) スクールカウンセラー等との連携

- ・心理プログラム「アンガーマネジメント」「SOSの出し方」を児童に実施する。

(6) 教師の意識

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を強く持つ。
- ・児童一人一人を大切にし、不適切な言動や差別的な態度がいじめを助長することがあると認識する。
- ・初動の遅れのため、重大事案に発展することがある。そうならないために、常に児童の様子を観察し、気になる点はすぐに報告、相談する。

5 いじめの早期発見

(1) 教師と児童の信頼関係づくり

- ・日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・いじめに対するアンテナを高くし、児童の変化や危険信号に気付く。
→教室に一歩入った時の違和感を素通りしないことが肝心
- ・日常場面の行動観察、教室環境の観察
- ・何気ない機会を活用した児童との面談、雑談
- ・第三者からの情報収集（学年・級外・ペア学年）

(2) アンケート（定期的調査）の実施

- ・年間4回のののっこアンケート調査の実施及び担任教諭との面談機会を設ける。
- ・アンケートの内容を学年間で共有し、複数で内容をチェックする。

(3) 相談体制の充実

- ・週に1度スクールカウンセラーが来校し、児童や保護者が悩みを相談できる。
- ・相談ポストを設け、日常的に児童の訴えを把握できるようにする。

(4) 家庭との連携

- ・いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表する。
- ・学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

(5) 職員研修の実施

- ・いじめ防止基本方針をもとに、いじめの定義はじめ、未然防止、早期発見とその対応について理解を深める。
- ・(6)・(7)の「いじめ発見のポイント」を活用し、児童を見取る力を高める。

(6) 学校生活におけるいじめ発見のポイント

ア いじめられている児童が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点(特に変化が見られる点)	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ○遅刻・欠席が増える ○表情が冴えず、うつむきがちになる 	<ul style="list-style-type: none"> ○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認や健康観察の声が小さい
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> ○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る 	<ul style="list-style-type: none"> ○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○責任なる係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいあだ名で呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○グループ分けで孤立することが多い (机を合わせない、声をかけても無視される、避けられる等) ○保健室によく行くようになる ※不真面目な態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○一人でいることが多い ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○食べ物にいたずらをされる ○グループで食べる時、席を離している ○その子どもが配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○嫌われるメニューの時に多く盛られる ※好きな物を級友に譲る
清掃時 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○最後まで一人でする ○椅子や机がぽつんと残る ○掲示物にいたずら、破れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする ※他の子の荷物を持って帰る

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

イ いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点(特に変化が見られる点)	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○文房具等を本人の許可なく勝手に使っている ○プリント等の配布物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○指名発言時に目配りし、嘲笑する ○後ろから椅子を蹴ったり、文具等で体をついたりしている ○授業の後片付けを押し付けている
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○嫌なことを言わせたり、嫌なものに触らせたりする ○移動の際、自分の物を持たせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○肩を組みに行く、遊びと言いながら蹴ったり、殴ったりしている

給食時間	○手洗いやトイレでたむろしている ○自分の嫌いな食べ物を押し付ける	○自分の好きな食べ物を無理矢理奪う
清掃時間	○雑巾がけばかりさせている ○雑巾を絞らせている	○机をわざと倒したり、机の中の物を落としたりする
放課後	○自分の用事に付き合させる	○一方的に待たせて一緒に帰る

(7) 家庭生活におけるいじめ発見のポイント

学校は、保護者から子どもの家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる。

ア いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ 「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

6 いじめの対処と再発防止

(1) 被害児童及び保護者への対応

- ・被害児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示す。
- ・児童の訴えを共感的に受け止め、いじめの事実関係を正しく把握する。
- ・謝罪のみで問題が解決したなどという安易な考えを持たず、継続して見守る。
- ・家庭に定期的な経過連絡をする。

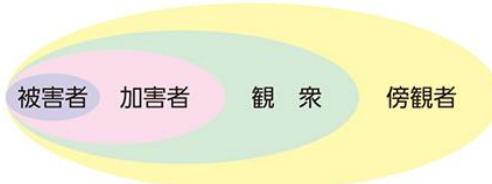
(2) 加害児童及び保護者への対応

- ・いじめは絶対に許されないことを冷静に教える。
- ・いじめ集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析し、事実を確認する。
- ・どの行為がいじめにあたるのかをじっくりと説諭する。
- ・児童の背景や心理状態の理解に努め、人間関係や生活を豊かにする指導を根気強く行う。
- ・家庭に事実を伝え、協力関係をつくり、定期的に経過連絡をする。

(3) 傍観者への対応

- ・いじめの4層構造を伝え、観衆の態度によっていじめが深刻化することを指導する。
- ・いじめを目撃した場合は、誰かに伝える勇気を持つように伝える。

図 いじめの四層構造論



被害者：いじめられている子ども
加害者：いじめている子ども
観衆：はやし立てたり、面白がって見ている子ども
傍観者：見て見ぬふりをする

森田洋司『いじめとは何か』(中公新書、2010)

(4) いじめ「解消」要件

- ・被害児童に対する心理的・物理的な影響を受けない状態が、少なくとも3ヶ月は続いている。
 - ・被害児童及び保護者に、心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。（状況に応じて面談する。）
- ※上記2つを満たすとき、いじめが「解消」している。

(5) いじめ「解消後」の対応

- ・解消後も被害児童と加害児童の関係やクラスの中の様子を観察し、気になる行為や言動があれば児童理解等で共通理解し、いじめの再発防止に努める。
- ・経過観察は保護者とも連携し、解消した後もいじめ問題に係る情報を共有し続けるこ

とで、より長期的な見守りを行う。必要に応じて、いじめ問題対策チームを招集し、いじめ問題の再検討と追加支援策を 7 る。

※「解決したと思っていたいじめが継続していた」「被害・加害の立場が逆転し、再発した」危険性もあるため。

7 インターネットに関するいじめへの対応

(1) 未然防止・早期発見

- ・児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・教育委員会と連携し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・クロームブックにおいて、共同作業できるデータやmeetは、授業での使用後に児童の権限を外す。
- ・保護者と連携し、家庭においてインターネット機器の必要性やルールを話し合う機会の保障を推進する。

(2) 対応

- ・グループチャット機能を使用した仲間外れ等のいじめについては、被害・加害児童共に十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考え方させる指導を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込みや画像、動画等については、事実確認の為一旦保存し、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。事実確認、指導の後には一旦保存したものも削除する。
- ・児童の生命、身体又は重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 削除依頼等の手順について

・事実の確認

被害児童及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握する。尚、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容を保存しておく。

・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害児童及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・児童への対応

被害児童本人への対応（不安の共感的理解）、加害児童への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と並行して行う。

- ・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、⁸ 童に書き込みを削除させることを先決とする。書き込み者が特定できない場合には、被害児童本人や保護者、又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。

- ・事後の経緯の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害児童の心のケアとともに、その後の書き込み状況の経過を見る。

8 いじめ重大事態

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の調査と報告

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。
- ・いじめ問題対策委員会が母体となり、教育委員会の指導の下調査する。
- ・質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供をし、経緯を説明する。
- ・調査結果について、教育委員会に報告する。

(4) 児童への支援について

- ・教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）も踏まえ、学習支援（1人1人のニーズに応じた多様な学びの場の確保や1人1台端末を活用したオンライン指導等）や学校生活における悩みの解消等、対象児童生徒の個々の状況に応じて、学びの継続に向けた支援策の検討を行う。

○重大事態調査を適切に実施するに当たって、以下の視点に留意して取り組む。

- ・調査には真摯な態度で取り組むこと
- ・公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む）
- ・多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
- ・事実関係を基に学校の設置者及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理すること
- ・具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること

9 年間計画

月	学習	指導	マナー5など	アンケート・会議等
4		思いやりの指導（始業式） ぽっかぽっかウィーク	時間を守ろう	いじめ問題対策委員会設置（常設） 人間関係づくり年間計画、児童理解の会、不登校児童への対応、ののっこマナー5等提案 いじめ防止基本方針共通理解
5	心理教育プログラム「アンガーマネジメント」 2 3 4 5年は、S C、担任	ぽっかぽっかウィーク	先生に挨拶をして 名前を覚えよう	ペア学年掃除・ペア活動の年間計画
6	心理教育プログラム「S O Sの伝え方」6年は、S C、担任	担任との面談	廊下は右側を歩こう	ののっこアンケート いじめ問題対策委員会
7		ぽっかぽっかウィーク 夏休み明け自殺予防、注意喚起	服装を整えよう	相談箱・相談カードの再確認 1学期の取組に対する振り返りと報告（認知と内容）
8				
9		ぽっかぽっかウィーク 担任との面談	自分から気持ちのよいあいさつをしよう	ののっこアンケート いじめ問題対策委員会
10	人権の取り組み	ぽっかぽっかウィーク	時間を大切にしよう	
11	いじめゼロ宣言発表（児童集会）	担任との面談	ふわふわ言葉を使おう	ののっこアンケート いじめ問題対策委員会
12		ぽっかぽっかウィーク 冬休み明け自殺予防、注意喚起	友達のよいところをみつけよう	2学期いじめ問題への取組に対する振り返りと報告（認知と内容）
1	いじめゼロ宣言意識づけ	ぽっかぽっかウィーク		いじめ問題対策委員会
2	感謝の会 2・14 6年生ありがとうの会			
3		ぽっかぽっかウィーク 担任との面談	感謝を意識したあいさつの取組	ののっこアンケート いじめ問題対策委員会 いじめ防止基本方針見直し 3学期いじめ問題への取組に対する振り返りと報告（認知と内容）